

2026年6月

公益社団法人福島相双復興推進機構

広域まちづくりグループ

公益社団法人福島相双復興推進機構（以下、「機構」という。）では、福島12市町村の外国人関係人口拡大につながる実証事業運営業務委託を、以下の要領で広く募集します。

1. 事業の目的（概要）

本業務は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により甚大な影響を受けた福島12市町村（※1）を対象とする実証事業である。同地域では復興の進展と地域価値創出の取り組みが進んでいるが、海外における認知・理解が依然として十分に広がっていないと認識。

そこで本業務では、福島12市町村ならではの魅力を体感でき同地域のファンとなるような外国人向け街歩きガイドアクティビティ（以下、「アクティビティ」という。）を試行的に開発し、無料モニターツアーやこれに付随する取組みを実施する。これらを通じて得られる知見をもとに、海外における認知・理解と再来訪意向を高める手法の有効性を検証し、外国人の関係人口拡大につなげることを目的とする。

（※1）東日本大震災により被災し、福島原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域となった福島県内12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）をいう。

2. 事業内容

（1） 件名

福島12市町村の外国人関係人口拡大につながる実証事業運営業務委託

（2） 業務内容等

本業務の実施にあたっては、1に掲げる業務目的を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、委託者と協議の上で①から⑤までの各項目を実施する。業務の実施スケジュールを含む総合的な企画提案をすること。なお、業務内容・工程等に変更が生じた場合には、その都度協議することとする。

① アクティビティの造成と無料モニターツアーの実施

ア アクティビティ造成の基本方針

以下書面（※2）の「再来訪意向」に効果的な満足度の内容（例 満足度

が高く、再来訪意向への相関がみられる景観・雰囲気、観光施設、飲食施設等)をアクティビティの中に数多く設定し、再来訪を促し関係人口拡大につながるアクティビティ造成をすること。アクティビティのどの部分が「再来訪意向」に効果的であるのか提案書で説明をすること。

(※2)「福が満開、福のしま。」福島県観光復興推進委員会「令和6年度福島県観光地実態WEB調査 調査報告書」令和7年3月、14-28頁。

イ アクティビティの開催日程（予定）

開催日程は委託者と協議の上決定するが、以下の期間中できる限り多くの開催日程を準備しアクティビティ毎の予定出発日を提案書に記載すること。なお、開始日は②委託者イベント日に合わせるようにすること。また、以下の期間に間に合うよう余裕をもったアクティビティ造成や販売体制を整えること。

・2026年09月26日～2027年2月末までの毎日

ウ アクティビティ造成・広告・募集・実施体制

(ア) 造成内容

アクティビティは、ガイドが街歩きで地域ならではの観光資源等を説明して案内するものとする。上記(2)①アの内容の他、アクティビティの実施季節等を十分考慮してできる限り多く参加できるような内容に努めること。

(イ) 造成数

アクティビティは4種類以上を作成する。

(ウ) 実施時間

1アクティビティあたり概ね1～3時間程度のものとする。

(エ) 発着場所・実施場所

発着場所と実施場所は基本的に福島12市町村とする。やむを得ない事情により発着場所が福島12市町村以外となる場合は、アクティビティ本体の実施場所は主に12市町村とすること。

(オ) その他移動手段や食事等

移動は徒歩を基本とする。徒歩以外の何らかの運送手段(例:自転車やキックボード等)等の手配や実施をする場合は、旅行業法等の関係法令に該当していないことを受託者の責任で確認し、提案書に確認済である旨を明示すること。

(カ) 最少催行人員

提案書の中で予定を示すこと。但し、できるかぎり多く参加できるような最少催行人員とすること。

(キ) 無料モニターツアー実施人数

最大100名とする。費用を見積りに計上すること。

(ク) 言語対応

アクティビティの言語は英語を必須とし、英語ガイドが終日同行すること。日本語対応も可能である場合は、その旨も記載すること。

(ケ) 参加対象

BtoC向けに商品造成や広告・募集をする。ただ、受託者にBtoBの販路がある場合はBtoB向けにも広報等・募集をする。

(コ) 広告・募集

広告や募集は、受託者のホームページ/アクティビティ予約会社(OTA)/ネット広告等を活用して、ターゲットに的確に届くように周知する。対象国は、英語圏諸国と台湾とする。どのような旅行者をターゲットとして、なぜそのターゲットを選んだのか理由を提案書に記載すること。言語は英語と中国語併記版とする。最低限の広告は以下の動画制作と配信業務とする。

また、造成商品やその広報・募集は商品の単なる説明だけではなく商品によって旅行者が得られる結果や価値、投資対効果等をナラティブに訴求し、集客に努めること。具体的にどのようにナラティブに訴求をするのかを造成・広告・募集案を提案書に記載すること。

外国人集客にあたり、既にBtoB等で販路がある場合は団体等へのセールスを実施し集客に努めること。ターゲットとなる団体の団体名や対象国、人数等やセールス計画案を提案書に記載すること。

a 動画制作

広告用として、受託者はメイン動画1本及び派生動画8本(計9本)を制作する。内訳は、メイン動画は4種類のアクティビティを含む本アクティビティの世界観を伝える動画1本(90秒~2分程度、比率16:9)、派生動画はメイン動画を4種類のアクティビティに切り分けた自社SNS投稿用縦型ショート動画4本(60秒程度、比率9:16)と運用型広告用短尺広告版動画4本(15~30秒程度、比率9:16)を基本とする。

また、4種類のアクティビティについてそれぞれ派生動画の制作に十分なカット数を確保すること。秒数等は提案として変更してもよいが、それが最適である理由を提案書で説明をすること。

なお、メイン動画は委託者イベントでの紹介動画(後述)と同じものでも可能とする。

- b アクティビティ実施会社での自社SNS配信
 - (a) 配信媒体
Meta (Facebook及びInstagram) とする。
 - (b) 投稿頻度
月3回以上の動画投稿とする。別キャプション (同一動画+別文章) での再投稿を活用して継続的に供給する。運用ツール (Meta-Business-Suite等) や投稿文例は提案書に記載すること。
- c 運用型広告SNS配信
 - (a) 配信媒体
Meta (Facebook及びInstagram) とする。
 - (b) 配信期間等
配信月別の配信方針や1日予算の目安等を企画書に記載すること。なお、配信月は、アクティビティ販売期間の全期間に及ぶこととする。
 - (c) 配信地域
英語圏諸国 (米国等) と台湾とするが、福島県への来訪者が多い台湾をメインに配信すること。
 - (d) クリエイティブ運用
事業者提案とするが、効率的に運用すること。例えば、クリック単価(CPC)であれば安く効率が良い運用とし、初めの2週間で4アクティビティを少額の費用で試し、クリック単価 (CPC) の安いアクティビティに傾斜して広告を配信すること。
- (サ) 参加者の手配等
必要な手配と実施をすること。飲物代は参加者の負担とする。
- (シ) アクティビティ造成・実施上の留意点
 - a 運営体制の完備
当日は、現場責任者 (ガイドが兼務する場合も含む) を帯同させアクティビティ全体の統括に努めるとともに、緊急時に即時対応できる体制を整えること。
 - b 安全管理
当該業務を遂行するに際して、十分に安全管理を図ること。
訪問先との事前打合せや現地確認を行いコンテンツやルート等に関する安全対策を行い、参加者の安全確保を徹底すること。

受託者は、保険を手配すること。補償内容は行程中のコンテンツに対応した内容とすること。アクティビティ実施中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを行うこと。また、その旨と補償内容等をアクティビティ参加者へ事前にご案内をすること。

c やむを得ない事情等の対応

やむを得ない事情により参加者の安全が確保できない時は、委託者と協議の上、アクティビティ参加者の了承を得た上で速やかに中止の措置をとること。

また、その旨を事前にアクティビティ参加者へご案内をすること。

(ス) 参加者アンケートの実施

今後のアクティビティ造成へ向けた参考とするために、参加者に対して英語と中国語のアンケート調査を作成・実施・回収・分析をすること。

質問内容は委託者と協議の上で決定することとするが、①再来訪意向、②SNS等での自発的発信の有無の2点を必須質問項目とし、集計対象とすること。なお、参加者にはSNS等での自発的発信を参加当初より促すこと。また、効果検証や課題の抽出に資する内容とすること。

② 委託者イベントでの無料モニターツアー告知と申込受付等

2026年09月下旬、東京都内（外国人旅行者が集まる場所）で連続する週末の2日間に開催される「福島12市町村魅力発信イベント」（仮名）において、受託者がブースにて造成したアクティビティのプロモーションと無料モニターツアー募集等を行い以下の業務を実施する。なお、ブース自体は委託者が準備する。

ア 紹介動画の制作とプロモーション上映

ブースで当日上映する英語と中国語併記によるアクティビティの紹介動画を制作し、上映する。

イ モニターツアー告知と申込受付

受託者は造成したアクティビティの無料モニターツアー告知と申込受付を行う。

ウ 英語と中国語チラシの作成・配布と翌日以降申込のツアー対応

無料モニターツアー告知、集合・解散場所、申込受付等を記載した英語と中国語のチラシを作成・配布する。また、翌日以降の無料モニ

ツアーに参加希望者がいた場合に、申込・実施ができる体制を準備する。

エ 英語案内スタッフの常駐

イベント期間中は、英語で案内できる案内者を常時1名以上配置する。

オ 来場者アンケート

ブース来場者向けに英語と中国語のアンケートを作成・実施・回収・分析をすること。QRコード等で簡単に実施できる形式とし、利用意向や推奨意向、その他今後の有償販売を視野に入れ「アクティビティをどの位の料金であれば購入するか」等の価格受容性も調査する。質問内容は委託者と協議の上で決定する。

カ ノベルティの準備と配布

アンケートのお礼としてノベルティを500個準備し、当日配布する。単価は300円程度とし、福島12市町村の特産品・地場産業品、又はアクティビティの想起につながるものから選定すること。選定したノベルティの内容と選定理由を提案書に記載すること。

キ 費用

実施に必要な費用を見積ること。

③ ファムツアーの実施

福島県に来訪者が最も多い台湾の旅行会社関係者を招へいしファムツアーを以下のとおり実施すること。

ア 招へい

旅行会社を招へいすること。委託者と協議の上決定するものとするが提案に当たっては以下の要件について、理由を付して企画提案書内に記載すること。なお、招へいに必要な費用については、事業費に含むものとする。

招へい者は、1回2社以上2名として、協議により決定する。

(ア) 招へいすべき旅行会社のジャンル・理由

(イ) 招へいすべき会社や人物

イ ツアーの企画、実施・運行管理

以下の要件により、ファムツアーを企画し、実施・運行管理を実施すること。

(ア) 企画

行程表(案)を提案すること。なお、想定している発着空港・ガイドの人数については提案書内に記載をすること。

(イ) 出発日

販売期間を長くとれるようにアクティビティが出来次第、できる限り早めに出発日するように提案書に予定を記載すること。但し、項番(2)②の時期を外すように考慮すること。

(ウ) 行程

3泊4日を基本として、協議により決定する。

(エ) 実施回数

1回以上とする。提案書内に実施回数を記載すること。

(オ) 募集・手配・運行管理等

a 招へい者の募集

招へい者の募集を実施すること。

b 招へい者の手配、実施

移動手段・宿泊・食事・入場・体験・保険等、その他必要な手配・実施をすること。項番(2)①ウのアクティビティを全て入れること。

※飲物代は招へい者の負担とする。

c ファムツアーにおける通訳案内

ファムツアーの参加者に応じた通訳を配置すること。なお、配置する通訳は、選定理由を提案書内に記載すること。

(カ) ファムツアー実施上の留意点

a 運営体制の完備

当日は、現場責任者(ガイドが兼務する場合も含む)を帯同させファムツアー全体の統括に努めるとともに、緊急時に即時対応できる体制を整えること。

b 安全管理

当該業務を遂行するに際して、十分に安全管理を図ること。

訪問先との事前打合せや現地確認を行いコンテンツやルート等に関する安全対策を行い、参加者の安全確保を徹底すること。

受託者は、保険を手配すること。補償内容は行程中のコンテンツに対応した内容とすること。ファムツアー実施中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、対応可能な備えを行うこと。また、その旨と補償内容等をファムツアー参加者へ事前にご案内をすること。

c やむを得ない事情等の対応

やむを得ない事情により参加者の安全が確保できない時は、委託者と協議の上、ファムツアー参加者の了承を得た上で速やかに中

止の措置をとること。また、その旨を事前にファムツアー参加者へご案内をすること。

(キ) アンケート調査の実施

今後のアクティビティ造成へ向けた参考とするために、参加者に対してアンケート調査を作成・実施・回収・分析をすること。

質問内容は委託者と協議の上で決定することとするが、再来訪意向の質問を必須とする。また、効果検証や課題の抽出に資するものとする。

(ク) 商品造成の確認と実績確認

ファムツアーの参加者に対して、造成したアクティビティの「商品造成と送客実績の確認」を定期的に行い、誘客に向けたアフターフォローを実施すること。

④ 目標 (KPI)

本業務における達成目標として、以下の数値目標を設定する。受託者は、これらの目標達成に向けて事業全体を企画・運営し、項番(2)⑤業務実施報告書において達成状況を報告すること。

ア 項番(2)①アクティビティの造成と無料モニターツアーの実施に係る目標

- ・無料モニターツアー参加人数：100名を上限として最低20名以上を目標とする。ただ20名以上の最低目標を達成した後でも、100名の上限に達するように努力し、継続的で定期的にターゲットや実施状況を報告すること。
- ・参加者アンケート回収率：70%以上
- ・参加者アンケートにおける再来訪意向「ぜひ来たい」+「来たい」の合計回答率：60%以上

イ 項番(2)②委託者イベントでの無料モニター告知と申込受付等に係る目標

- ・アンケート回収率：ブースに立ち寄った来場者数（対話・チラシ受領を含む）に対する回収率50%以上
- ・無料モニター申込件数：5名以上

ウ 項番(2)③ファムツアーの実施に係る目標

- ・商品造成件数：1社あたり1件以上
- ※「商品造成」とは、招へい先旅行会社が自社の販売商品（パンフレット掲載・WEB掲載・団体プラン・インセンティブ提案・教育

旅行プラン等)に本業務で造成したアクティビティを組み込んだ商品を目指す。

⑤ 業務実施報告書の作成

本業務の総括(実施概要、振り返り、3つのアンケート概要・集計・分析、今後に向けた課題等)を取り纏め、報告書を作成すること。

3. 進捗報告

(1) 定例報告

受託者は、定期的(月1回程度)に委託者と打合せを実施、本事業の進捗を報告する。

打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

これに加え、書面による進捗報告を2週間に1回程度の頻度で委託者へ提出するものとする。

(2) 随時報告

受託者は、定例報告の他、委託者からの求めに応じて、本事業の進捗状況を別途報告する。

4. 応募資格

本支援業務の申請者は、次の条件を満たす法人とする。

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤ 機構からの指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥ 過去3年以内に情報管理の不備を理由に機構との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めるが、その場合は幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできない。)

⑦ 契約の要件

予算規模：4,540,030円(税別)を上限とする。なお、最終的な実施内容、契約金額については、機構と調整した上で決定する。

- ⑧ 本業務の内容には、旅行業法その他関係法令に該当する業務が含まれる可能性があるため、受託者は業務内容に応じて必要な資格・許認可の有無について事前に

確認を行うこと。また、提案書においては、想定する業務内容が関係法令に該当するか否かの整理、および必要となる資格・許認可への対応方針（自社での保有、または有資格事業者との連携等）について明記すること。なお、業務の実施にあたっては、受託者の責任において必要な許認可の取得または適切な体制構築を行い、関係法令を遵守すること。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：2026年6月19日（金）

提案書提出期限：2026年7月21日（火）12時必着

(2) 質問期限及び回答方法

質問期限：2026年7月1日（水）12時まで

別紙「（様式3）質問表」に質問事項を記載のうえ、下記9.記載 E-mail アドレス（様式任意）により質問すること。

回答予定：2026年7月6日（月）以降、当機構ホームページ（<https://www.fsrt.jp/procurement>）に回答を掲載する。

(3) 参加表明

参加表明期限：2026年7月13日（月）17時まで

参加表明は、別紙「（様式1）申請書」により下記9.記載 E-mail アドレスに回答すること。

なお、参加表明のない申請者からの応募は受け付けない。

(4) 応募書

①以下の書類を「（5）応募書類の提出」により提出すること。

(a) 申請書（様式1）

(b) 提案書（様式任意（「（参考）提案書様式」を参考に作成すること））

(c) 見積書（様式任意。ただし「（様式2）見積書様式」を参考に作成すること）

(d) 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）

(e) 直近の財務諸表

(f) 業務委託契約書（案） ※代案がある場合

(g) 質問表 ※質問がある場合指定期日までに提出

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

- ③応募書類等の作成費は経費に含まれません。
- ④採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(5) 応募書類の提出

応募書類はメールにより9. 記載のE-mailアドレスに提出すること。

- ① 資料に不備がある場合は審査対象外となる。
- ② 1度に受信できるファイルサイズは10MBが上限となるため、10MBを超える場合は、複数回に分けて送信すること。

(6) 秘密情報

契約書案記載の「秘密保持」については、契約成立のいかんに関わらず、入札者および当機構双方の遵守事項とする。

業務委託仕様書、業務委託契約書（案）ならびにその他の添付書類、および入札者・当機構間で行われた情報提供による秘密情報（個人情報を含む。）についても同様の扱いとする。

6. 審査について

(1) 審査方法

応募書類について、1次審査を書面にて、2次審査をプレゼンテーションにて総合的に審査・評価し、その結果に基づき委託候補者（優先交渉者）を選定する。

なお、応募者が4者以上の場合は、1次審査にて3者程度まで絞った上で、2次審査を実施する。

(2) 審査基準

審査にあたっては提案書を別添「評価項目一覧」に記載する「評価基準」に基づき審査・評価するものとする。

(3) 審査スケジュール（予定）

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

- ① 1次審査の結果：2026年7月23日（木）までに参加者に通知する。
- ② 2次審査：2026年7月24日（金）9時～17時の間、40分間程度
弊機構の会議室で行う。詳細は、1次審査の合格者へ案内する。

(4) 調達候補先の決定及び通知について

審査結果および調達候補とされた申請者については、当機構のホームページで公表

するとともに、当該申請者に対しその旨を通知する。

7. 契約について

本公告に示した参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

委託候補先とされた申請者について、機構と提案者との間で委託契約を締結することになる。

なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、機構との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となることに留意すること。契約書（案）に対する代案（修正要望）がある場合は、提案書および見積書の提出にあわせて、当該代案を提出すること。この場合、添付の契約書（案）を基に Word の校閲機能等を使用し、修正箇所が明確に判断できるよう作成のうえ提出すること。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

8. 提案書・見積書に記載すべき事項

(1) 提案書

様式は任意とするが、別紙「（参考）提案書様式」を参考に作成すること。

① 事業の目的、内容

事業目的

事業内容

② 事業実施計画

事業実施計画

③ 事業実施体制

事業実施体制

組織としてのネットワーク・人的基盤

事業従事予定者の専門性、類似事業実績

業務遂行のための経営基盤・管理体制

(2) 見積書

① 様式は任意とするが、別紙「（様式2）見積書様式」を参考に作成すること。

② 人件費

③ 事業費

④ 再委託費/外注費

⑤ 一般管理費

- (a) 見積内訳書には、作業内容、工数（単位：時間（h）・回 等）、費用を明記すること。
- (b) 業務実施のために交通費、出張費（宿泊費・日当）、調査費（資料購入・外部リサーチ機関利用）（以下、総称して「経費等」という。）が必要となれば見積書に含めること。
- (c) 作業内容の一部を協力会社へ再委託する場合には、提案書にその範囲（再委託の理由・再委託先の名称・経歴、業務内容、再委託の金額等）を明確に記載すること
- (d) 一般管理費率は、原則として再委託費（外注費）を除く費用の10%以下とする。
ただし、10%を超える場合は、その理由（根拠）等を明記すること。

9. 問い合わせ先

〒960-8031 福島県福島市栄町6番6号 福島セントランドビル
公益社団法人 福島相双復興推進機構
総務調整グループ業務調整部契約管理課
担当： 高橋、綿引
E-mail：kikou-koubo_3@fsr.or.jp
お問い合わせは原則として電子メールでお願いします。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

公益社団法人福島相双復興推進機構 あて

福島12市町村の外国人関係人口拡大につながる実証事業運営業務委託申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E - m a i l	